

日本眼科学会役員選挙規則

- 第1条** この規則は、公益財団法人日本眼科学会定款第22条の理事及び監事の選任に関する事項を定める。
- 第2条** 選挙により選出される理事の数は、地方区選出各1名と全国区選出の8名とする。地方区とは、北海道・東北、東京、関東・甲越、中部、近畿、中国・四国および九州の7地区をいう。
- 第3条** 役員の選挙は、代議員選挙終了後すみやかに投票にて行う。
- 第4条** 選挙においては、理事、監事の順に選出する。
- 第5条** 役員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き6年を超えることはできない。
- 2** 理事長の任期は引き続き4年を超えることはできない。
- 3** 選任年の4月1日の時点で満65歳未満である者とする。
- 第6条** 選挙に関する事務を行うため選挙管理委員会を置く。
- 第7条** 選挙に関する事務および選挙管理委員会の業務に関しては別に定める。
- 第8条** この規則の改正は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

〔附 則〕

この規則は、昭和48年1月13日から実施する。

この規則は、昭和55年5月15日から一部改正施行する。

この規則は、昭和61年6月5日から一部改正施行する。

この規則は、昭和62年5月13日から一部改正施行する。（第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、8条）

この規則は、昭和63年9月22日から一部改正施行する。（第4条）

この規則は、平成3年5月12日から一部改正施行する。（第5条）

この規則は、平成4年5月6日から一部改正施行する。（第2条）

この規則は、平成4年11月5日から一部改正施行する。（第4条）

この規則は、平成10年9月15日から一部改正施行する。（第5条）

この規則は、平成16年11月10日から一部改正施行する。（第5条）

なお、現在1期目および2期目の役員については、3期目の就任を承諾した場合、この改正規程を適用する。

この規則は、平成28年4月6日から一部改正施行する。（第5条）

この規則は、令和7年4月16日から一部改正施行する。（第1条、3条、第8条）

了解事項は、平成10年9月15日削除。